

いわき市交通事業者車両維持支援金交付要綱を次のように制定する。

令和 4 年10月12日

いわき市長 内田 広之

いわき市交通事業者車両維持支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による外出の自粛等により、運送収入の減少に加え、原油価格高騰に伴う事業経費の増加により、経営に大きな影響を受けている交通事業者に対し、交通事業者車両維持支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当するものであり、同意書兼誓約書（第 4 号様式）の内容を遵守する意思を有するものとする。

- (1) 事業を継続する意思があり、市税を滞納していない者
- (2) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等、条例第 2 条第 7 号に規定する社会的非難関係者のいずれにも該当しないこと
- (3) 次のいずれかに該当するものとする

ア 道路運送法第 4 条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている乗合バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有し、かつ、市内を走行する路線バス又は高速バスを運行している事業者

イ 道路運送法第 4 条の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者

ウ 道路運送法第 4 条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の許可（福祉輸送事業限定許可を含む）を受けているタクシー事業者等で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者

(対象車両)

第 3 条 交付対象車両については、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 対象事業者が市内において一般旅客自動車運送事業を実施するために使用（令和 7 年 4 月 1 日時点で事業用に稼働している車両で、令和 7 年度内に自動車継続検査を受検、若しくは、自動車検査証が有効なもの）する車両
- (2) 自動車検査証における「使用の本拠の位置」がいわき市内の住所である車両

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、令和7年4月1日時点において対象者が保有する対象車両の台数に次に定める金額を乗じて得た額を限度として予算の範囲内において交付するものとする。

対象事業者	対象車両	1台あたり支援金額(円)
一般乗合旅客自動車運送事業者	路線バス	100,000円
	高速バス	100,000円
一般貸切旅客自動車運送事業者	貸切バス	50,000円
一般乗用旅客自動車運送事業者	タクシー	25,000円
	福祉輸送自動車	25,000円

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、いわき市交通事業者車両維持支援金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、令和7年7月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいることを証明する書類の写し
- (2) 同意書兼誓約書(第4号様式)
- (3) 申請を行う全ての車両の自動車検査証の写し
- (4) 車両一覧表(任意様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付額等の決定を行い、いわき市交通事業者車両維持支援金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 申請者は、前条に規定する交付決定通知書を受けたときは、いわき市交通事業者車両維持支援金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他の不正手段により支援金の交付を受けた者に対して、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(必要事項の調査)

第9条 市長は、支援金の交付に関して必要な事項を調査することができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和４年10月12日から実施する。

附 則（令和４年11月24日）

この要綱は、令和４年11月24日から実施し、改正後のいわき市交通事業者車両維持支援金交付要綱は、令和４年10月12日から適用する。

附 則（令和５年７月１日）

この要綱は、令和５年７月１日から実施する。

附 則（令和６年４月１日）

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

附 則（令和７年４月１日）

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。